

第 5 8 回  
大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成 26 年 11 月 12 日（水）  
大阪産業創造館 12 階会議室

※本審議会開催時に保留となり、後日持ち回り審議により  
意見を取りまとめた案件についても記載しております。

開 会 午後2時03分

事務局 お待たせいたしました。定刻より少し遅れましたが、ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めます、経済戦略局地域産業課担当係長の邨上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当審議会に入ります前に、「文書による意見の開陳等」にかかる当審議会の要綱をご説明させていただきます。委員の皆様には、お手元でございます大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱をご覧ください。本要綱第4条第1項には、「委員は、審議会の会議に出席できない場合であっても、会長の許可を受けたときは、審議会において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。」と規定されておまして、会長の許可を受けた場合、文書により審議会で意見を開陳等できる旨を定めております。また、第4条第2項には、「審議会の会議において、意見を開陳し、または議決に加わる場合には当該委員の出席があったものと見なす」と規定され、前項により意見を開陳等した委員については出席と見なす旨定められております。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在4名のご在席があり、また、澤村委員におかれましては会長の許可を受け、別途文書により今回案件についての意見を開陳し、議決に加わる旨の意思表示をされてますことにより、出席があったと見なしますため、本会議の出席者は5名となり、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを、ご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件4件について審議をお願いいたします。

配布資料ですが、「会議次第」「配席図」「委員名簿」「大阪市意見（案）について」「軽微な延刻等に係る手続きの状況」の計5種類を配布させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、向山会長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

向山会長 こんにちは。それでは今回の審議会を開催させていただきます。さっき説明がありましたように澤村委員からの意見の開陳の意思表示に基づきまして、これを許可しておりますので、先生方のご議論をいただいた後に事務局のほうからその意見について報告をしていただきたいと、そういう順番で進めたいと思います。

きょうの案件は、4件の新設案件を審議するという事になっておりますので、早速ですがけれども議案の次第にしたがいまして、まず最初、「(仮称) ドン・キホーテ深江橋店」の届出についての説明を事務局のほうからよろしく申し上げます。

事務局 商業立地担当課長の西田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず「(仮称) ドン・キホーテ深江橋店」の新設について、ご説明をさせていただきます。本件は、東成区深江北1丁目13番地の、地下鉄中央線深江橋駅から南へ420mのところに、家電や生活雑貨品等、各種物品の販売用店舗を新設するとして届出があったものでございます。店舗面積は3,897平方メートルで、設置者は、株式会社ドンキホーテホールディングス、小売業を行う者は株式会社ドン・キホーテとなっております。用途地域は準工業地域で、平成26年3月28日に届出があり、新設予定日は平成26年11月29日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物東側道路で、大阪内環状線と呼ばれている道路になります。次に建物南側道路です。次に建物西側道路になります。最後に建物の北側の道路になります。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は、建物3階に81台、建物屋上階に98台の、合計179台設置されております。また、自動二輪車用として建物1階南側に3台設置されております。駐輪場は、建物1階東側及び南側に自転車用105台、同じく南側に原付用が11台の、合計116台が設置されております。

荷さばき施設は、建物1階北側に111平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設は、建物1階北西側に保管容量19.2立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関し、まとめたものになります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】についてご説明申しあげます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、24時間営業となっております。

来客の駐車場利用時間帯は、同じく24時間となっております。駐車場の出入口は、建物南東側に出入口が1箇所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、建物1階北側にて午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、南東側出入口付近の写真ですが、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の【添付書類の概要】についてご説明申しあげます。

建物は地上3階建てとなっております、店舗面積は1階に2,392平方メートル、2階に1,

442平方メートル、3階に29平方メートル、屋上階に34平方メートルの、合計3,897平方メートルとなっております。

主として販売する物品は、家電、生活雑貨、スポーツ用品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと179台となっております。これに対し設置台数は179台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申しあげます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向5地点に、予測地点を設定しております。各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。

まず、北側の予測地点A1及びA2です。次に、東側の予測地点Bです。次に、南側の予測地点Cです。最後に、西側の予測地点Dとなっております。各予測値点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が4.1立方メートルに対しまして、保管容量合計19.2立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成26年4月11日から平成26年8月11日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、周辺地域への説明等の状況ですが、校区に当たる北西側の宝永小学校には今年の3月に事業内容等の説明に伺い、出店に当たっての説明を行っております。また、地元要望を受け、連合町会等に対しまして説明会前に事前に訪問するなど、コミュニケーションをとりながら、地元の方とも円滑に関係を築くように努めているという報告を聞いております。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成します「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っております。付帯意見案といたしまして、

「新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に務めること。」、

「当該店舗の設置者は、地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮が求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。」、

「交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。」、

「来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。」、

「24時間営業の店舗であるため、とりわけ深夜時間帯における周辺住民の方への配慮を行うこと。」

との取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

向山会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの案件につきまして、委員の方のご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

翁長委員 よろしいですか。私、騒音関係について主に見たんですけど、かなり問題が多いというか、ちょっと根拠のない計算をしているというようなところが幾つかありまして、これはちょっとこのままでは困るんじゃないかというふうに思いました。

特に問題がはっきりしているというところを見ますと、まず幾つかの換気装置については消音ダクトをつけるというようなことになっています。その消音ダクトと言われるものなのですが、それは87ページというのは参考資料ですかね。参考資料の87ページというページを言っているんですけど。

事務局 すみません、こちらは騒音関係の資料になりますので、翁長先生以外の皆様にはお配りができてないものとなります。

翁長委員 そうですか。その関係は私だけがもらったのですか。ここに書いていますのがこういう円筒形のグラスウールを主な素材とした、消音ダクトなんですね。これが直径30センチというふうに書いてあります。実はこの取りつける相手の換気口の1つ、これも私だけがもらったもののようにですけど、85ページに、その換気用のファンの図が書いてあります。これを見てもみますと、このファンのダクトの開口部の大きさは500ミリ掛ける500ミリ、50センチ掛ける50センチというような開口になっているんですよ。

若井委員 角形ですか。

翁長委員 はい。そこに30センチ径のこのダクトを取りつけるなんてことはできるはずがないというようなことで、これ何か勘違いか何なのか、おかしいことをやっているというふうに思いました。

また、取りつけるのは直径が30センチのこのダクト、3つの種類のファンに取りつけるということになっているのですが、この3つに取りつけた場合の、このダクトを取りつけることによる減音量ですね。それも同じもの取りつけるんですけど、異なった減音量が書かれているのですね。ただその根拠もわからないというようなことです。

それと、一番、一体どういうことなのかわからないというふうに思いましたのは、この43ページというか、この部分も恐らく私だけがもらっているのでしょうか。

事務局 そうですね、騒音関係の資料につきましては、先生だけになります。

翁長委員 そうですね。ここに、この減音対策の値ということで表が載っているのですが、これは先ほど言ったそういう消音ダクトと呼ばれているもの、これを取りつけた場合にどれだけ減衰するのか、それと合わせて書かれていることが、排気口2分割による数値ということで、排気口2分割するということによってその騒音の値が下がるというようなこと、1つの換気口、換気口Iというものに対しては2分割するというで3デシベル下がるというふうに書かれています。そして換気口を、これは非常にたくさん使われているんですけど、これについては排気口を10分割するというで10デシベル下がるというような、そういう計算しているんですよ。分割したら騒音が下がるというのは、私は聞いたこともないことで、一体どういうことをするのだろうということで、これはちょっと担当者から聞かないとわからないということですね。

それと先ほど言いました円形のダクトですね。これを消音用に使うと、減音用に使うということなんですけど、これの減音量の測定の仕方ですね。これが問題なんです。測定の仕方によっては現場で使ったときにそれだけの性能が確保できないというような、そういう測定の仕方というのもありまして、どういう方法でこの減音量を確認したのかという、そのデータがないとこれを実際に用いて、その現場でこれだけの効果が期待できるというような、そういう予測はちょっと難しいのではないかとこのように思います。そういうことで通常考えられているというような吸音ダクトを取りつけた場合の効果というようなものに比べても、かなり大き目に減音量を見積もっているというようなことがありまして、これは相当問題だなというふうに思います。

向山会長 今のおっしゃった点、特に効果の面について言うと我々細かいところまではデータをもらってないのですけども。

翁長委員 例えば、Oという排気口の、Oの1から40までであるのですけども、それについてはそういう減音効果をしたということによって34デシベルも騒音レベルが下がるといふふうに、それを前提に計算しているのですね。その部分が34デシベル上がったら恐らく環境基準を満たさないのではないかというふうに思われます。

それと、ついでに言っときますとこのフレキシブルダクトと呼ばれるものなんですけど、これはフレキシブルダクトですから通常どんな方向にも方向を変えられるという、そういうようなものなんですけど、これで減音するという効果は、要するに片方からスピーカーで音を出してもう片方ではかるといふようなやり方をすると、通常のダクトというのは、ある程度このダクトの中を音が進みますよね。だけどこれはかなり外にも音が出てしまうという、そういうようなこともあって、つまりこの中で吸音するのじゃなくて外にも出てしまうという分もあるから、それでかなり減衰してしまうという、そんなようなこともあるのですね。

それと、特にこの測定値に根拠があるのかなというふうに思いましたのは、これはカタログですけど、カタログにこんなことが書いてあるんですね。音の分子は内部被覆材を容易に通過し、グラスウールに吸着、減音しています。音がグラスウールに吸着するなんて、そんな非科学的なことを書いてまして、これはとても信頼できるようなデータじゃないんじゃないかというふうに思った次第です。

事務局 ありがとうございます。ご指摘いただいた項目につきましては改めて設置者のほうに確認させていただきたいと思っております。騒音資料につきましては翁長先生だけにお渡ししておりますので、ほかの委員の方々にはご内容自体が分かりにくいところがありますが、後日、設置者からのご回答をもって皆様にはお示しさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

向山会長 どうでしょうか、とりあえず今の1点が少し問題をはらんでいるということで、その件については了解ができました。それ以外の点でほかの先生方含めまして何かほかにお気づきの点がありましたら。

若井委員 2点、私のほうから発言させていただきたいと思います。1点は今、翁長先生がおっしゃられました騒音の問題です。ここ準工業地域と工業地域です。内環状線部分は準工業地域でしたか。

事務局 はい、そうですね。店舗自体は準工業地域。

若井委員 準工業地域に入るのですね。

事務局 はい。

若井委員 その隣接地域は、道路を1つ挟んで工業地域になっています。

事務局 そうですね、西側が工業地域になっています。

若井委員 意外と近隣問題がよく起こるのは準工業地域です。今のご指摘の点はやはり重要だと私も思います。もう一度、騒音シミュレーションの前提条件について確かめていただくと同時に、必要があれば再計算していただくのがよろしいかと思えます。

もう一点あります。荷さばき施設への出入口が、北側の道路に位置しています。北側の道路を、もう一回スライドで見せていただけますか。歩道と車道部分の境は、レーンマークだけですが、よくわからないのは、荷さばき施設に入ってくる運送車両の大きさです。これについて、何か説明はありましたか。

事務局 車両の大きさ自体は4トン車です。

若井委員 4トン車ですか。

事務局 はい。

若井委員 回転するとき、運送車両が歩道にはみ出してきそうな状況です。出入りの軌跡図を添付していただいて、運送車両の回転軌跡が、車道で収まっているというシミュレーションで検証あるいは、実証をしていただきたい。そのような図をつけていただき、左折は大丈夫と、確認してください。特に運送車両が出る場合の確認をしていただければ、ありがたいと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。

事務局 先生、今おっしゃっていただいた箇所について、パワーポイントを出してみましたのでご覧ください。

若井委員 あるのですか。

事務局 要は荷さばきが左側のほうにありますけども。

若井委員 ありますね。出ることができますね。

事務局 前向きで入って行って、次に出ていくときにUターンをどうするかというお話が、まず1つですね。

若井委員 道路幅が全体で4メートルでしたか。

事務局 北側道路幅ですね。

若井委員 車道部分が3メートル80センチですね。



事務局 はい。

若井委員 少し狭い道路に出ていきますので、歩行者を巻き込まないように、歩行者の交通安全を考えてください。

事務局 一応、こちら荷さばき施設ということで言いましたら四角で囲まれている部分なんですが、施設の前方部分については囲いがなくてフラットな部分になっておりますので、ある程度の軌跡をとった上で前面の道路には出て行けるというふうになっております。そちらのほうは改めて業者のほうには確認させていただいて、問題ない旨を報告させていただきます。

翁長委員 これは方向のマークが間違っていますよ。

事務局 左側が北となりますね。申しわけないです。

若井委員 こっちが北ですね。

事務局 そうですね。

若井委員 その1点よろしくお願いします。

事務局 はい、了解しました。

向山会長 ほかに何かございますでしょうか。

吉田委員 はい。

向山会長 どうぞ。

吉田委員 資料の2ページ目の来店台数、必要駐車台数についてのところで、まず、駐車場台数をかなりぎりぎりに設定しているんですけど、指針値等を満たしているかどうかということであれば特に問題ないのかもしれませんが、例えば乗車人員、駐車時間係数など、こういったところが過去の類似店舗等から妥当な数字なのかということ。それから駐輪場についても同じように、どういうふうな根拠を持って何台に設定したのか、いただいた資料の中にももしあれば、記載場所を教えてくださいたいと思います。

事務局 一点目の類似店舗からの台数の導き方につきましては、改めてドン・キホーテさんのほうに確認させていただきます。駐車場の台数ですが、こちらのほうについては台数算出の根拠となる記載自体がされておられないですが、こちらは附置義務条例のほうで、小売店舗ということなので1000平米までが15平米に1台ですね。1000平米を超える10000平米までが75平米に1台ということで、附置義務台数的には106台必要ということで今回116台ということの設定になります。

吉田委員 基準を満たしているという意味で最低基準の駐車場と駐輪場を設置したという

ことになっているんですが、単に最低限の基準を満たしていればいいというような考え方よりも、平均値としての望ましい基準を使っていく考え方があります。先ほど言いましたが、車の場合でも時間係数であったりとか乗車人員を変えるだけで需要が供給を上回りパンクしてしまいますし、駐輪に限って言えばこれは交通量の調査の結果なんか見ていただくとわかるように、前面の通りの自転車通行量が3000台以上と、非常に多いわけです。そこで1000台の駐輪場でいけるかというところちょっと心配かなというふうに思います。ですので、その設定根拠を既存の店舗等から求めるのも結構ですので、条例にある最低限の基準だけつくればいいというスタンスを考え直していただかないと、不安かなというふうに思います。以上です。

事務局 ただいまご指摘いただいた項目につきまして、我々も対応させていただきたいと思えます。付帯意見の中に入れてさせていただくんですが、こちらにつきましては、駐輪につきまして違法な駐輪が起きないように形で付帯意見を出していただいておりますのでこちらのほうも設置者のほうには改めてお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

事務局 あとここ、ドン・キホーテは新設のところです。建てかえという形になっていますので、従前の店舗のそういう設定の実績とかがありましたら、これも確認どころは確認していきながら情報の収集とかさせていただいて、また、ご報告させていただきたいと思えます。

向山会長 駐車場、駐輪場の必要台数の妥当性部分の問題は今おっしゃっていただいたように業者のほうに確認していただくと同時に付帯意見の中で処理していただくと。若井先生がおっしゃった件についても同様の扱いをしていただくということで、その面では処理が可能だと思います。

冒頭にご指摘いただいた騒音の問題に関しましては、かなり幾つかの専門家のご意見としてより正確なデータなり業者との確認をいただかなければならない面がございます。場合によっては市に定められた騒音レベルを超えてしまうというような結果になる可能性がございますので、現時点におきましては当審議会としてはこのまま通すと言いますか、意見は有しないというわけには運びません。今後の対応と言いますか進め方につきましては確かなルールを事務局のほうで教えていただいて、それに沿って我々のほうは了解したいと思えます。どういう形で今後の対応を進めますか。

事務局 設置者に確認させていただき、届出書記載の数値の部分でまず規定範囲内に収まっているかどうかということの説明を事務局で受けた後に、事務局から委員の先生にメール等を送付する流れになるかと思えます。当該説明をご了解いただけましたら、最終的には、

委員長への一任という形でご対応いただければと思っております。設置者に提出してもらうデータにつきましては、設置者の説明内容が基準値に収まっているものであることを、事務局が確認した上で、中身を再度、翁長先生にご確認いただいて、意見があるかないかについての判断をいただきたいということとなり、最終的な部分についてはその後、皆さん方へ翁長先生の意見を踏まえた資料を提示し確認後、委員長のほうで判断していただくという形で考えております。

向山会長 仮にデータの再提出してもらった段階で問題が改善されていない、されないだろうという場合はどういう段取りになるんですか。

事務局 当審議会としては「意見あり」ということで、当該数値の是正等をその設置者に対して求めるというふうな流れになってくるかと思えます。

向山会長 その場合は、改めてこの審議会ですういう方向でいくということ、つまり次回に再提出というか再審議になると。

事務局 いただいた意見について、ご審議いただくということになります。

向山会長 ということですよ。

事務局 はい。

向山会長 追加で出していただいたデータによって基準以内におさまっていると判断される場合については、そのまま若干、委任をいたくなり何かして手続はあるけれども、そのまま通すということですね。

事務局 はい。

向山会長 という流れだそうでございます。ということは、この案件についてはどういう締め方をすればよろしいでしょうか。今、言ったこと全部含めて、委員の先生方にご了解いただくという形でよろしいのですか。非常に右に行くか左に行くか、ちょっと今の段階では何とも言えないので。

事務局 まずは設置者のほうに事務局のほうから確認させていただいて、もうそこで収まる、収まらないで全然方向性は変わってくると思えますので、その段階で改めて、また委員の先生方へご連絡させていただき、進めさせていただくという対応をさせていただきたいと思えます。

向山会長 そうしますと整理の仕方がややこしいですけども、若井先生と吉田先生からいただいたご意見については先ほど申した処理を、付帯意見の処理を出していただいて、同時に業者に確認をしていただくと。それは従来あるケースですので問題ないと思えます。

騒音の問題につきましては、今事務局のほうから説明ございましたように詳細なデータについて事務局のほうに再提示をしていただいて、なおかつそのデータを我々のほうに何らかの手段を通じて届けていただくと。それから翁長先生には、もう一度詳細にそれを見ていただくと。結果として問題がなければオーケーという形で、従来の他の案件と同様の進め方でオーケーの方向で意見と指針を正していただく。仮にそうでないことになっていけば、もう一回差し戻して次回の開催以降に再審議にかけるという形で、この最初の案件は今の段階では処理させていただくという形でよろしゅうございますでしょうか。今のでよろしいですかね。

事務局 はい。

翁長委員 それが可能なのか、つまり私は恐らく、計算し直したらこの申請書に書かれた数値が全部違ってくると思うんですよ。そういう違うんだったらやっぱりもう一度提出というようなことをしないと、つまりこの届けに対して審議会は意見を出すということですので、これを書きかえてもらわないと出せないんじゃないかと。

事務局 そうですね、その場合は書類自体を訂正してもらわないといけないという形になります。

向山会長 一旦今の段階で意見ありと。その騒音問題について意見があるのでこのままでは通せないという意見を決めてしまうというんじゃないのですか。そういうケースが少なくとも余りないのでよくわからないのですが。この段階で今おっしゃったような意味で言うと、一旦差し戻しのほうが話が簡単なんですけども。

翁長委員 はっきり言うと、これはわけがわからないことをやっているということですね。だって分割したら騒音レベルが下がるなんて聞いたこともないし、一体どういうことをするんだらうと。分割して3デシベル下げるとか、10分割するから10デシベル下げるとか、そういう計算をしているんですよ。それは、とてもそのままでは通らないでしょう。

事務局 それでは、今回一応再提出いただいた中でもう一度ご提示させていただいて判断するというのではなく、ということでしょうか。

向山会長 だから要するに、さっきおっしゃった趣旨は再提出をしてもらったとしても、きょう我々がいただいている資料、それから詳しい資料も含めて、相当実態に沿った形の数字に。

事務局 乖離が生まれる。

向山会長 改善というか、入れかえというか差しかえというか、大幅な作業になるだ

ろうということですので、仮にオーケーの場合でも。ですから、そうなると審議資料1件、もう一度作り直して、もう一度審議にかけるということになるのではないかと。それだったら最初から聞いてもらってやり直したほうが、という話だと思うのですけどね。

事務局 とりあえず設置者のほうにまず確認させていただいて、翁長先生が、今、おっしゃっていただいたようにもう根本的にこのつけている資料等が間違いであると伝えます。

翁長委員 訂正レベルじゃないですよ、これは。

事務局 そういう形だったら再提出させなければだめなので。仮につけている添付資料が間違いで、言ってみたら計算間違いの部分の中で間違った資料つけていたというようなレベルかどうか、ちょっと私も今の段階では判断しかねますけども。

翁長委員 いや、その結果の数値で、ここに届けを出しているわけですから。これで環境基準におさまっていますという。その数値も根本的に変わってくるはずですから。訂正レベルでできることじゃないと思っているのですよ。

向山会長 そしたら背景というか、どういう根拠でこういう数字が出てきたのか、我々のほうでは現時点でわからないのですけども、先ほどの話に戻りますけどもそういうことも含めて一旦業者に、この内容についてこういう問題点があると、それについて根拠を示せということをお願いして、その段階で資料が出てくるのでしょから、恐らく先生がおっしゃるような形ですんなり納得できるものではなからうと思うのですけども、そうなった場合にはもうその時点で自動的に次に回すことになりますので、だから一旦門前払いではなくて事業者のほうに確認をするというステップを入れてみようというふうに思いますけれども。若干それによって期間が長くなったり若干のあれが出てくると思いますけれど、それは当方の問題ではございませんので事業者の対応を一旦待ってみて、委員会としては結局もう一回一から審議し直すということになる可能性が高いんですけども、ワンステップ入れてみようというふうに思いますけれども、それでよろしゅうございますか。結果的には先生がおっしゃるような形になりそうですけど。

事務局 はい。

向山会長 そしたらそういう形で事務局のほうにリードさせていただいて確認をお願いするという処理にしたいと思います。ありがとうございました。

翁長委員 ちょっと1つだけよろしいでしょうか。この届出自体にちょっとやっぱり書き直してもらわなくちゃいけないのは、8ページの一番下、「騒音対策としてその他の設備等を設置する場合、その仕様及び効果等」、騒音対策なしと書いていますね。遮音壁はなしでいい

のですが、(2)の「騒音対策としてその他の設備等」、ここは消音ダクトとかを用いるということでしたら、その他の対策ということになりますので、ここはそういうものを使うということと。ほかの案件では、ここにちゃんと入れています、そういう場合。

事務局 その分も合わせて、そしたら設置者のほうに確認をとります。

向山会長 いろいろ問題がありそうな感じがいたしますが、それはそれも含めてそしたら業者のほうに再度、提出をしていただくと、お願いをしたいと思います。

事務局 はい、了解いたしました。なお、澤村委員から事前に案件説明についてのご要望がありまして、事務局がご訪問して説明をいたしましたところ、澤村委員のほうから「ごみの収集時間についても荷さばき時間と同じ時間と考えてよいのか」というふうなご指摘がございました。こちらにつきましては、現時点では昼間を予定していると事業者から聞いております。また、意見につきましては、文書にて「特になし」ということでいただいておりますことを開陳いたします。

向山会長 はい、どうもありがとうございました。それではこの案件につきましては、今申しましたような形で進めさせていただきたいと思います。

では続きまして2つ目の新規案件でございますが、「(仮称)イズミヤ法円坂店」につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。それでは続きまして、「(仮称)イズミヤ法円坂店」の新設について、ご説明をいたします。本件は、中央区法円坂2丁目2番1。地下鉄中央線谷町四丁目駅から南へ250mのところへスーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。店舗面積は4,700平方メートルで、設置者は、ジェイアール西日本不動産開発株式会社、小売業を行う者はイズミヤ株式会社となっております。用途地域は商業地域、平成26年3月31日に届出があり、新設予定日は平成26年12月1日です。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物の東側になります。次に建物の北側となります。次に建物の西側の道路です。最後に建物南側の道路です。片側1車線の道路となっております。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は、建物屋上階に80台設置されております。また、自動二輪車用として敷地南東側に3台が設置されております。駐輪場は、建物1階南西側、建物1階南東側、及び敷地東側に148台と、同じく敷地東側に原付用が12台の合計160台が設置されております。

荷さばき施設は、建物1階東側に110平方メートル設置されております。

廃棄物等保管施設は、建物1階東側に保管容量23.2立方メートル設置されております。以上、施設配置に対し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】についてご説明を申し上げます。小売店舗の開閉店時刻は、午前7時から翌午前1時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前1時30分までとなっております。駐車場の出入口は、建物1階南東側に出入口が1箇所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、建物1階東側にて午前6時から午後9時となっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、建物1階南東側出入口付近の写真ですが、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の【添付書類の概要】についてご説明を申し上げます。建物は地上3階建てとなっており、店舗面積は1階に2,129平方メートル、2階に2,517平方メートル、屋上部分、3階に54平方メートル、合計4,700平方メートルとなっております。主として販売する物品は、食料品、衣料品、雑貨等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと78台となっております。これに対し設置台数は80台となっております。指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりとなります。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点に、予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。

まず北側の予測地点Aとなります。次に東側の予測地点Bです。次に、南側の予測地点Cです。最後に、西側の予測地点Dとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が4.7立方メートルに対しまして、保管容量合計23.2立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成26年4月11日から平成26

年8月11日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、周辺地域への説明等の状況ですが、立地法の説明会とは別に、連合会や自治会、西側の南大江小学校へは、事前説明を行っておりまして、現時点では、特筆すべき意見はないとのことを聞いております。また、計画地は南大江小学校の校区内にあり、南側道路が、通学路に指定されているとのことを聞いております。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、

「新設後においても対応策の検討として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。」、

「当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。」、

「交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。」、

「来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。」

との取りまとめを行っているところでございます。説明については以上でございます。

向山会長 はい、どうもありがとうございます。それではこの案件につきまして、先生方のご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

翁長委員 騒音関係でちょっと少しだけ聞きたいなと思ったところがあったのですが、またやっぱりこの騒音関係は私だけが資料もらったということですかね。具体的にはそれぞれのファンの騒音のデータが示されているものをもらったのですが、1つの型について2枚というか、2ページに渡って同じ型名が書いてあるのですが、ちょっとデータが0.5デシベルほど違うとかいうようなものがあったりして、その違いは何かなというようなことをお聞きしたいというふうに思いました。これ、この参考資料というのは、皆さんお持ちでしょうか。

事務局 参考資料は、騒音関係につきましては翁長先生だけで、別途交通の資料があるのですが交通の資料は若井先生、吉田先生だけというふうにさせていただいております。



翁長委員　　そうですか。私のもらったこの資料で具体的に言いますと7ページの、同じタイプなんですけど吸気ファン2と吸気ファン3、これ型名は同じものが書かれているのですが、騒音レベルは0.5デシベル違う値がここに書かれてあったりして、同じ吸気ファンでそんなに違うということですね。排気のとくと吸気のとくとで違うとかいうようなことだったらもしかしたら納得できたかもしれないのですが、同じ吸気ファンで0.5デシベル違うという点は何か。

それと、私がいただいた具体的な、メーカーが出した測定値の資料でも同じ型名が書いて、しかも騒音レベルは吸い込み騒音値ですと全部同じように書いてあるのですが、レベルがちょっと違っているというような。ほんまは何でしょうということを確認したいという気がします。

それと、それとも私がもらった、消音器としてサイレンサー、スプリッタ・サイレンサーというのを使うみたいなのですが、これは具体的にはファンと排気口の間に入れると思うのですが、どういうふうに具体的には接続して使うのか。建築では納まりですね。どんなふうにして使うのかなということ。この形を見ただけでは、これ、ダクトがつながるようにも見えないのでね。一体どういうふうにつながりになる装置なんだろうというふうに思ったんです。それは、そのファンから排気口に出すという、間に入れないと効果がないと思うので、そうするとは思いますが。どんなような形で、建築上の納まりですね、するのか疑問に思いました。

事務局　　吸気口の吸気ファン2と3の違いなんですけども、風量のほうが若干異なりまして、資料の一番下のほうを見ていただくと吸気ファン2のほうは、毎時9200立法メートルでございまして、吸気ファン3のほうは毎時8400立法メートルということで、風量が大きいほうが音が大きくなるので、同じ型番なんですけど違う結果になっています。

翁長委員　　そうですか。そうすると何ですか。

事務局　　同じ型番を、どのように表記するかというところは、今後考えさせていただければと思います。

翁長委員　　そうするとその設定した風量と使われる場所というようなことが、その風量に対応しているということですか。

事務局　　はい。

翁長委員　　そういうふうに、風量を何段階にも変えて示すというやり方、ほかにあんまりなくて、一番強いパワーで運転したときに騒音がどれだけになるのかというのを通常はやつ

ているように思いましたもので。

事務局 測定は最大風量で測定しているということでございます。

向山会長 いずれにしても、もう一件の機器の接続方法とか設置方法については確認いただかないとだめですので、先ほどの点も含めて念のために確認いただくという形で処理していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

向山会長 ほかにございませんでしょうか。

若井委員 私のほうから。地域が商業地域でした。もう一回、店舗のスライドを見せてください。

事務局 はい、こちらのほうは商業地域になります。

若井委員 24ページに現状の図面があります。私の手元の資料で見ますと、商業地域といえども周辺に宿舍棟とか教育研修棟とか、そういうものが建ち並んでいます。特に静穏度について、事業者さんに配慮していただくよう、お伝えいただければと思います。土地はジェイアールの所有ですか。

事務局 確認させていただきます。

若井委員 イズミヤは、テナントとして入られるのですか。

事務局 そうですね、店舗については、ジェイアールが建てたということになります。

若井委員 その施設にイズミヤさんがテナントとして入るのですね。

もう一つあります。何番目のスライドか忘れまして。原単位を使って、何か計算されていましてね。阪堺線の表示が出ていたようですが。見間違っただんかもしれません。なかったですかね。

事務局 何の数値ですか。

若井委員 すいません、忘れまして。私としては先ほど言いましたように、周辺に研修施設とかそういうものが一応あるという状況ですので、周辺の車の侵入とか、空調機の音とかにより、騒音問題が発生すれば、即座に対応していただくように事業者さんにお伝えいただければと思います。

事務局 こちらのほうなんですけども、届出書内にもありますが、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合はすぐ対応していただくような形で業者から届出をいただいておりますので、こちらのほうでご説明をさせていただいたというふうに思っております。よろしく申し上げます。

若井委員 よろしくお願ひします。以上です。

向山会長 それでは、よろしいですか。

吉田委員 ちょっと資料の32ページ目の類似店舗から見た必要駐車台数というところでちょっと確認したいところがあるのですが、今回の計画店舗に関しては駐車台数が80台に対してピーク時の滞留台数が83台ということで基本オーバーしているのですけども、それでも問題ないというふうに判断されている根拠をまず教えてほしいというのが1つと、それから事業者さんにこの表の4の1の1の類似店舗の開業ということで天下茶屋店のところが、これは店舗面積に比べて来店車両台数が極めて高いというような異常な、来店台数の減退を見るとほぼ通常の倍ぐらいあると。こういった数値は確かに実績として示されているのですけど、駅近くでこういった自動車利用が多いというのはそんなに何らか理由があるのかどうか、こういったことを示した上での計画店舗に対しての何らか判断等があったのかどうかというようところがちょっと不思議で、と思うのです。ちょっと上のコメントを見ると天下茶屋店の来店台数、減退が大きい、これは駅から近いため駅利用者が利用しているものと考えられている。ちょっと意味不明なことが書いてありまして、車を利用する人は基本的に駅を使わない。駅にずっととめているということを言っているのですかね。要は鉄道利用者が、この駐車場を利用しているんじゃないかということを行っているわけですね。そうですね。

若井委員 何ページですか。

吉田委員 資料の32ページ目の類似店舗から見た必要駐車台数というところでちょっと確認したいところがあるのですが、今回の計画店舗に関しては駐車台数が80台に対してピーク時の滞留台数が83台ということでオーバーしているのですけども、それでも問題ないというふうに判断されている根拠をまず教えてほしいというのが1つと、それから事業者さんにこの表の4の1の1の類似店舗の開業時ということで、天下茶屋店は店舗面積に比べて来店車両台数が極めて高く、来店台数の原単位を見るとほぼ通常の倍ぐらいあります。こういった数値は確かに実績として示されているのですけど、駅近くでこういった自動車利用が多いというのは何らか理由があるのかどうか、こういったことを示した上での計画店舗に対しての何らか判断等があったのかどうかというようところがちょっと不思議に思うのです。コメントを見ると天下茶屋店の来店台数、原単位が大きい、これは駅から近いため駅利用者が利用しているものと考えられている、と。ちょっと不明なことが書いてありまして、車を利用する人は基本的に駅を使わない。駅にずっととめているということを言っているの

すかね。要は鉄道利用者が、この駐車場を利用しているんじゃないかということを言っているわけですね。

若井委員 何ページですか。

吉田委員 32ページ。そういうことか。

事務局 まずピーク時の滞留台数が83台にもかかわらず駐車台数がというふうにおっしゃっていただいている箇所でございますが、こちらのほうにつきましては車両の平均駐車時間係数というものを、これが指針ということで定められておまして、こちらのほうが割り出しましたところ0.931ということで出てまいりまして、この83台に0.931を掛けた数字が78台というふうに出てまいりますので、結果的には80台の設置台数以内に納まるということで導き出させていただいております。

吉田委員 いずれの店舗に関してもその時間係数を表に入れておいていただいて、ちゃんと計算した結果として満たしてますよ、ということを示しておいていただいたほうがありがたいと思います。

それから、きょう建設局の方も来られているので、しばしばよく出てくる自転車の駐輪場の中で大阪市の条例が出てきているのですが、ここでの時間係数みたいなものの考え方がどういうふうを考えられているのかということをお尋ねできたらと思います。というのは、ここの資料の中でも出てくるのですが、分担率を計算するときにはまず駐車場の台数を満たしているかどうかということで、自動車の分担率は先ほどと違って17%という比較的低い数字になりますね。ということは六千何人のお客さんの残りの大多数は自転車、歩行者、鉄道利用者だと思っておりますけれども、自転車利用者の方々が同じように駐車時間係数、分担率を含めて計算したときに、条例に示されている最低限の値でなく、駐輪需要を満たしているのかもチェックしていただいたほうがいいのではないかなと思うのですが。条例の値を使ってしまうと、単に最低基準を満たしているかどうかということだけですので、そのあたりをどういうふうに行き事業者さんとして考えているのか。考えてないようでしたら、そういったところをもうちょっと徹底できないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 大阪市の駐車場の台数の算出としまして、商業地区とその他地区ということで分けさせていただいておりますが、それぞれ算出根拠の数値を定めさせていただいております。今回、商業地区ということになるのですが、今、スライドを映させていただいておりますが、こちらのほうの算出式というものがございまして、こちらのほうに当てはめてい

ただいで出していただくということでしております。

それにお渡ししている届出書で申しあげましたら5ページのほうに事業者の方がご記入いただいておりますが、こちらのほうの数値に基づいて出しております、こちらの値自体を先生にお渡ししました交通資料の算出式のほうにも載せておくということで、もっとしっかりした説明ができていたと思いますので、こちらについては事業者に対する検討課題とさせていただきますてもよろしいでしょうか。

吉田委員 はい。あとはこういう条例に示されている最低限の値を満たしているのだというふうに、こういった中で使っていいのかどうかということとある程度議論するためには、そもそもこの条例の基準値がどういった算定根拠で求められているものなのかということを示さないと、事業者となかなか溝が埋まらないというふうに思うのですけど。

向山会長 そうですね。先ほどの案件でご指摘いただいたような問題と、今ご指摘いただいた問題等は基本的には同じ構造のものであると思うのですけども、指針で設定されている算出式も含めて、指針の基準と現実の他の妥当性のすり合わせの問題だと思うのですけども、当審議会としてはそういう示された基準をもとに判断をするしかございませんので、業者としても当然それを、コストもかかってきますので最低値として利用しようとするのはある意味合理的な行動でありますので、当審議会としてはそれについて今、議論している余裕はございませんが、ただおっしゃることは非常によくわかりますので、特に我々としてできることは、実際に開店後の営業し始めてからとの現実を調査していただいて問題が起きないように対処いただくという、いつも付帯条件をつけさせていただいておりますけれども、当面はそういう形での処理の仕方ではかできないと思っております。どこでこの指針ができたのかわかりませんが、指針策定委員会でご議論いただくという形にしないと、素人では。

吉田委員 先ほどのドン・キホーテ深江橋店の自動車分担率が60%なんです。駅から近いにもかかわらず土地利用を考慮して60%になっていると。現実的には多分大きめの数字なんです。それをそのまま使っていくと、使われない駐車場を作っていくことになります。自動車のための駐車場を多く設けると、計算上は駐輪需要が少なくなり、駐輪場は余り確保されず、場合によっては実際には自転車が歩道にあふれるという、悪循環につながっていく話になります。ですので、この数値の議論というのは、お互いの認識の差を埋めていく上では極めて重要なものです。その中に平均値的なものとして経産省の示しているものと、先ほどの条例にある下限値のようなものを同じ基準として扱っていると、お互い不幸なことになりません。もうちょっと大店立地法の指針値の趣旨と条例で定めた値の使い方等を説明してい

かないと間違った予測になるのではないかなというふうに考えています。そのあたり、ぜひ指導等を行うときに、事業者に言っていただくほうがベターなのかなと、この審議会とは直接関わらないですけど、ちょっと思いました。

向山会長 ありがとうございます。それでは。

事務局 澤村委員から先ほどご説明したような形なのですが、我々のご訪問して説明いたしましたところ、こちらの案件につきまして「病院へ入院している患者様への配慮はどのようなものか」ということをご指摘がございました。こちらにつきましては、入院病棟自体が当該店舗と離れておりますため、特に騒音等のことについては問題ないかなというふうに考えておりますが、行き来ということで患者様の利便性に関しましては病院敷地につながる連絡通路を設けるということで聞いております。なお、ご意見につきましては文書にて「特になし」ということで、いただいておりますことを開陳させていただきます。

向山会長 はい、ありがとうございます。それでは先生方からいただきましたご意見をもとに考えますと、届出上は法の趣旨に沿っていると、指針を踏まえた内容になっているものと判断できるかと思えます。したがって審議会といたしましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは特段の意見は有しない」という形で取り扱ってきたいと思っております。

ただし、冒頭で説明のありました付帯意見を添えさせていただいて、なおかつ先生方の、さっき頂戴いたしました確認事項については事務局のほうで業者に口頭を含めまして確認をいただくという形で処理をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは意見は「特段の意見を有しない」ものとして付帯意見を添えて処理をさせていただきたいと思えます。

それでは続きまして審議事項の3つ目でございますが、「(仮称) 阪急オアシス神崎川店」につきまして説明をお願いします。

事務局 はい。では続きまして、「(仮称) 阪急オアシス神崎川店」の新設について、ご説明をさせていただきます。

本件は、淀川区三津屋北1丁目32番地の、阪急電鉄神戸線神崎川駅のところに、スーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。店舗面積は1,523平方メートルで、設置者は株式会社阪食、小売業を行う者は株式会社阪食となっております。用途地域は工業地域及び近隣商業地域、平成26年4月2日に届出があり、新設予定日は平成

26年12月2日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物東側道路です。高低差があり、北側の橋に近づくにしたがいまして高くなっております。次に、建物北側道路であります。こちらは高低差のため、後ほど説明しますが最上階の駐車場につながるアクセス道路となっております。

次に建物西側部分になります。西側につきましては、現在マンションを建設中とのことです。最後に建物南側道路です。左手に見えますのは三津屋商店街となっております。

次に【施設の配置に関する事項】につきまして、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は、建物屋上階に56台設置されており、さらに併設施設用としまして6台を含めた合計62台が設置されております。また、自動二輪車用として建物1階南側に1台が設置されております。駐輪場は、建物1階南東側に93台と原付用が15台の108台が設置されております。

荷さばき施設は、建物屋上階北西側に28平方メートル設置されております。

廃棄物等保管施設は、同じく建物北西側に保管容量8.8立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前9時から午後11時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前8時50分から午後11時10分までとなっております。駐車場の出入口は、建物屋上階北側に出入口が1箇所設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、建物屋上階北西側にて午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、北側出入口付近の写真ですが左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の【添付資料の概要】についてご説明申し上げます。

建物は地上1階の平屋建てとなっております、店舗面積は1,523平方メートルです。主として販売する物品は、食料品、日用品、雑貨等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと56台となっております。これに対し設置台数は56台になっており、指針の駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はご覧のとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりとなります。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲3方向4地点に予測地点を設定しております。各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。

まず東側の予測地点Aとなります。次に南側の予測地点Bとなります。最後に、西側の予測地点C1、C2となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベル予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が2.5立方メートルにしまして、保管容量合計8.8立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況についてご説明をいたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成26年4月18日から平成26年8月18日までの4カ月間行いましたところ、意見の提出はありませんでした。

また、当該地域について、南側には三津屋小学校がありますが、校区の端であり通学路には当たらないということ聞いております。周辺地域への説明等の状況ですが、連合町会長への話しの際には、街の発展に寄与してもらいたい、と好意的な意見であったということ聞いております。

なお、本届出に関しまして、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされたことを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、

「新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。」、

「当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。」、

「交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。」、

「来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪



場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。」

「併設施設である医療関係においても、開店後の駐車台数の状況把握に努めるなど、対応策の前提として行った調査・予測結果を検証し、周辺地域の生活環境の保持についても適切な配慮を行うとともに、施設の運用に関し適切な対応を行うこと。」

とのとりまとめを行っているところでございます。

説明については以上でございます。

向山会長 はい、ありがとうございました。では、この3つ目の案件につきまして先生のほうからご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

若井委員 クリニックの駐車必要台数は、6台でしたね。クリニックは、1つだけですか。届出書を見ていると、予定として内科、循環器科、歯科とあります。このクリニックの入居予定の種類は、まだ決まっていないのですか。

事務局 今、現在業者から聞いておりますのが、眼科、内科・耳鼻咽喉科、婦人科、あとは調剤薬局という4つというふうに聞いております。

若井委員 そうすると6台で大丈夫かと疑問に思います。調剤待ちとか診療待ちとかで、駐車される時間は結構長いです。物販のほうは、使わないのですか。

事務局 いえ、物販とは混在という形での扱いになっております。

若井委員 なるほど。仕切り線はなく、混在利用で62台ということで。物販、要するにショッピングに来られる方と医療関係の方との駐車時間の前後が気になります。6台で大丈夫ですか。これ56台でオーケーということですが、そのあたり大丈夫ですか。

事務局 こちらのほうなんですけども、設置者のほうから出されておる資料によりますと、大体、クリニックが4区画今入っておるのですが、こちらのほうにつきまして類似店舗等から求めた数値でいきまして、これは類似店舗を求めたのが7月の段階なのですが、一番ピークを迎えるであろうとしては12月の想定数値に置き換えまして大体5.46台というふうな形で類似店舗からはじき出してございまして、こちらで6台という数値を導き出してございまして。

若井委員 5.46と書かれています。

事務局 あと、こちらにつきましてはクリニックと一般店舗、利用者の方の駐車場自体は明確に分かれておらず混在ということなのですが、先生がおっしゃった中で、本当に6台で大丈夫なのかということ、類似店舗から引っ張ってきておりますので現段階で我々としては問題ないというか、届出ということで受け入れてはおりますが、付帯意見の中でお伝えしま

した内容としまして、こちらは医療関係においても、開店後の駐車台数の状況把握に努めるなど、対応策を前提として行った調査・予測結果を検証し、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮を行うとともに、施設の運用に関して適切な対応を行うことということで、付帯意見をつけさせていただいて、事業者に対しては検証を行うということの姿勢を打ち出してもらおうように考えております。

若井委員 はい。それで混在利用をされるということですが、うまく駐車管理ができるか、よく考えといてくださいと、事業者にお伝えいただければよろしいかと思えます。

検証は、お任せいたします。どのような事態として駐車姿が出てくるかというのは、実際に店舗がオープンしてみないとわからない要素もございます。しかし、通常、町なかの医院を見ていますと、1軒当たり三、四台です。この見当から言えば、3倍から2倍ぐらいの駐車スペースが必要かと思えます。これ直感で、根拠はありません。しかし、隣の商業店舗の駐車場と併用されるということですので、その駐車管理をうまくやっていただくようにしていただきたい。そうしないと、車が周辺にあふれて、迷惑を及ぼすという事態も招くこととなります。この点について、事業者さんによくお伝えいただければと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。一応こちらは業者のほうからも駅からほぼ前ということがありますので、類似店舗、そういった駅近くの業者を引っ張ってきたということは聞いておりますが、ただいま先生がおっしゃられた形の内容、これは事業者のほうに伝えさせていただいて、しっかり対応するような形を申し伝えたいというふうに思っております。

向山会長 ほかにいかがでございましょうか。

吉田委員 駐車場の配置の中で、ゲートのところにおいて、歩道とゲートの間に1台待ちの車が入るスペースがあるのかを一応確認していただきたいのと、そのゲートを設けるのであれば、本線上に駐車待ち行列が伸びないように入り口の発券ブースをできるだけ内側に設置するほうが、入庫待ちの影響が少なくなると思えますので、そのあたりの徹底をコメントとして残しておきたいと思えます。以上です。

事務局 入り口からゲートまでの、公道までの距離ということなのですが、こちらにつきましては7メートルの駐車待ちスペースを確保しているということで事業者からは聞いており、届出書の中にも記載いただいております。

吉田委員 軽2台ぎりぎりですね。

事務局 そうですね。ちょっと紙ベースで申しわけないですけど、直近で現場のほうを見てきまして、ちょうどゲートと歩道までの距離は7メートル強ぐらいがあることを一応見て

きましたので、その分はまた申しつけておきます。

吉田委員 はい。

向山会長 ほかは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは澤村委員からのご意見、具申がございましたらお願いします。

事務局 はい。

それでは澤村委員から事前にご指摘があったこの件についてご説明させていただきます。「クリニックの繁忙期における駐車場の調整及びマンション予定地入居者の駐車場の進入路との調整についてどういったものか」ということをご指摘がございました。こちらにつきましては、先ほど若井委員からもご指摘がありましたように、クリニック繁忙期においても駐車台数は対応可能ということで試算をいただいておりますが、付帯意見について駐車台数の状況把握及び調査・予測結果の検証を行うということ、施設の運用に関して適正な対応を行うというようなこと、これを業者に対して要請しようというふうを考えております。マンション予定地、入居者の駐車場への進入路との調整ということなのですが、こちらにつきましては、事業者の計算によりましたら発生交通量としましてピーク時で1分当たり大体1台から2台の駐車台数が発生するというように考えておまして、こちらにつきましてはマンションへの入場の車両についても特に問題はないと考えているということで回答をいただいております。なお、意見につきましては文書にて「特になし」というふうにいただいておりますことを開陳させていただきます。

向山会長 はい、どうもありがとうございました。

幾つかのご意見を頂戴しておりますけれども、それらにつきましては基本的に付帯意見の中で申し添えさせていただくということで解決できる範囲内ではないかという考えでおりますので、本案件につきましては指針を踏まえた内容になっているものと判断できるかと思えます。したがって審議会としましては、この案件につきましては「特段の意見を有しない」という形の取り扱いをさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは付帯意見を5点申し添えた上で、今申しましたような形で進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは最後4つ目の案件でございます。「(仮称) ライフ清水谷店」について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは「(仮称) ライフ清水谷店」の新設についてご説明をさせていただきます。

きます。

本件は、天王寺区清水谷町15-8外の地下鉄谷町線谷町六丁目駅から東へ240mのところ、スーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。店舗面積は1,985平方メートルで、設置者は、株式会社ライフコーポレーション、小売業を行う者も株式会社ライフコーポレーションとなっております。

用途地域は商業地域及び第2種住居地域、平成26年4月30日に届出があり、新設予定日は平成27年1月5日となっております。

敷地周辺の写真としまして、まず、建物東側道路です。次に建物北側道路となります。次に建物西側の道路です。最後に建物南側道路で、東向きへの一方通行の道路となっております。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は、建物地下1階に30台設置されております。また、自動二輪車用として建物地下1階東側に1台が設置されております。駐輪場は建物1階北側に72台と建物地下1階東側に原付用が9台の合計81台が設置されております。

荷さばき施設は、建物地下1階南側に32平方メートル設置されております。

廃棄物等保管施設は、建物地下1階南側に保管容量11.4立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前7時から翌午前2時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。

駐車場の出入口は、建物地下1階に出入口が1箇所設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は建物地下1階南側にて午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口の周辺の状況といたしまして、建物地下1階出入口付近の写真となりますが左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の【添付書類の概要】についてご説明を申し上げます

建物は地下1階地上2階建てとなっております、店舗面積は地下1階に29平方メートル、1階に962平方メートル、2階に1,030平方メートル、合計1,985平方メートルとなっております。

主として販売する物品は、食料品、生活雑貨等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当該店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると商業地域としては24台、その他地域としては77台となっております。これに対し設置台数は30台となっております。今回の必要駐車台数の算出にあたりましては、指針のみからではなく、既存類似店舗の実績調査結果に基づき、店舗規模から換算した当該店舗における駐車必要台数を求めています。ピーク時に最大28台との必要駐車台数が予測されますことから、こちらの予測数値を満たす届出台数となっております。

また、来客の自動車の来退店経路はご覧のとおりとなります。

続いて、騒音関係について申しあげます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向5地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。まず北側の予測地点Aです。次に東側の予測地点Bとなります。次に、南側の予測地点Cです。最後に西側の予測地点D1及びD2となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベル予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が3.2立方メートルに対しまして、保管容量合計11.4立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成26年5月16日から平成26年9月16日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、周辺地域への説明等の状況ですが、周辺住民への説明等において特筆すべき意見等はでてきてないというふうに聞いております。また、計画地は、学区の端に位置しており、道路は、通学路に指定されていないということも聞いております。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成します「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、付帯意見案といたしまして、

「新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。」、

「当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。」、

「交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。」、「来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。」、

「騒音についての予測地点の中には、予想結果の評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層な配慮を行うことが望ましい。」

との取りまとめを行っているところでございます。説明を以上で終わります。

向山会長 はい、どうもありがとうございます。それでは委員の方々からご意見を頂戴したいと思っております。いかがでございましょうか。

翁長委員 よろしいでしょうか。ちょっと疑問に思った点があるのですが、騒音の予測というのは一番影響の大きいところということで選定してやっていますよね。そこで影響が大きい機器が昼間と夜間とで違って、したがって昼間の予測地点と夜間の予測地点が違っていているというのが、例えばAの地点とかあるわけですけど、ここで機器の運転状況を見てみますと昼も夜も同じですのに、同じように運転していてなぜ昼と夜とで一番影響の大きい機器が違ってくるのかというのが、ちょっと理解できなかったんですけど。稼働時間の点で、もし一方が、例えば夜間は運転してないとかそういうことだったら、昼間と夜間とでもっとも影響を受ける機器が異なってくるというのはあり得るのですが。

事務局 昼間ですけども、こちらは例えばA地点におきましては、昼間は換気扇、夜間につきましては空調室外機の影響を受けるということで選定させていただいております。冷凍室外機につきましては24時間運転しているというふうになっているものがございます。換気扇につきましては9時から21時、一方空調室外機につきましては午前7時から午前2時ということで運転時間はある程度限られておるといふふうになっております。

翁長委員 時間も違っているのですか。時間が、一方が21時までで、一方が翌朝2時まで、ということですか。

若井委員 同時に動くのですか。そうでもないのですか。

事務局 動くのは同時ですけども、時間帯としまして 21 時に換気扇は終わりますので、夜間の影響からは除かれまして、ただ空調室外機、こちら「室 I1」と書いているほうなのですが、こちらにつきましては午前 2 時まで運転しているということで夜間においても影響を受けるということで予測地点が異なっておるというふうになってまいります。

若井委員 換気扇を止めるということですか。使い分けについて、よく分からない。換気扇を止めると、煙があがるものとかは、大丈夫ですか。

事務局 換気扇は全ての換気扇がというわけではなくて、届出書の別紙 1 の 1 の 1 というふうに記載されておるのですが、換気扇のうちのこの換気扇 C と換気扇 O、P、Q ですね。こちらのほうにつきましては 9 時から 21 時というふうになっております。それ以外につきましては幾つかあるのですが、みんな午前 7 時から翌午前 2 時というふうな運転をしているというふうな形の記載になっております。

翁長委員 そうですか。これ、換気扇 C は早くとめるとかいうのは、何か用途が違っているということですか、ほかの換気扇とは。

若井委員 そこが、よくわからなかったのです。

事務局 換気扇 C、O、P、Q は食品加工場の換気扇でございまして、総菜をつくる時に使う換気扇になります。営業時間は長いのですがけれども夜 9 時までにはしかそういう総菜はつくらないということになっておりまして、9 時に止まるということになっております。

翁長委員 その関係であと 1 つよろしいでしょうかね。換気扇 2 が、これは 1 2 ページ見ていただきますと、そこで騒音対策としてその他の設備ということで書いてあるところに、1 2 ページは、皆さん、同じですよ。

事務局 共通の届出書に関する部分でしょうか。

翁長委員 はい。

事務局 遮音壁と書いている。

翁長委員 ここで (2) の表の 2 番目にダクトにおける消音器の組み込み、と書いてあるのですが、これはここで基本材グラスウール、50T×16K 充填というふうに書いてあるだけで、17 デシベルの軽減ということになっているんです。これの根拠になるような資料が全然、どういうものを使うのかというようなこと。ただその上のほう、上の 35 デシベル程度の軽減というものは一応資料としてついていたんですね、どういうものをつけるのかという。消音エルボですね。もう一つ、スリットなんかをつけるということでちゃんと資料

もついていたのですが、その2番目のほうについてはどういうものなのかも全く資料がなかったもので、それも示していただいたほうがいいのではないかなと思う。

事務局 はい、ありがとうございます。こちら、17デシベルの資料のほうがないということでご指摘いただきました点につきましては、設置者のほうに伝えさせていただきまして、資料を示すような形で提示させていただきたいというふうに思っております。

翁長委員 それとここに、付図6の1とか、付図6の4とか書いてあるのは、どうも番号が違って、3の1とかそういう番号じゃなかったかと思うのです。

事務局 ありがとうございます。こちらのほうにつきまして合わせて確認させていただきます。

向山会長 ほかにいかがでございましょうか。

若井委員 この案件は、先ほどの法円坂の案件と近接しています。これは、事業者さんというよりも、大阪市さんとして、どのような見方をされているのですか。学校が近くにありますから、通学の関係より、二つの事業者さんに等しく交通安全対策について配慮していただくよう、お伝えいただければと思います。

事務局 ありがとうございます。こちらにつきまして、こちらは文教地区ということで学校等はたくさんある部分にはなってくるのですが、まずイズミヤ法円坂のほうにつきまして、こちらは周辺地域に学校や幼稚園があるということで業者のほうからも報告がありまして、これにつきまして法円坂の南側の歩道が通学路に当たっているということで聞いております。こちらのほうにつきまして、繁忙期につきましては交通整理員を配置するなどして対応、あと、こちらは法円坂のほうなのですが、午前7時からということでオープン届出が出ておるのですが、平日につきましては通学路の関係で午前9時からのオープンということで配慮するというところで伺っております。

ライフ清水谷店、こちらのほうにつきましては東側に清水谷高校があるということなのですが、こちらのほう、高校に関しましては通学路という指定はないということですが、ただ近隣の高校生がよく通るということについて、こちら繁忙期については交通整理員を置くなど対応はさせていただくということで対応を聞いております。

若井委員 ありがとうございます。

向山会長 ほかに。よろしゅうございますでしょうか。

事務局 澤村委員に関しましては、本案件については文書にて「特になし」というふうにいただいておりますことを開陳させていただきます。



向山会長 はい、どうもありがとうございました。

そうしましたらご意見を頂戴いたしました。翁長先生からいただいた件については事務局のほうで確認をしていただくということでございますが、それ以外のことを含めまして指針を踏まえた内容になっているものと思われまます。したがって、当審議会といたしましては、この案件に関しては、「特段の見地からの意見は有しない」という形の処理をさせていただきたいと思ひます。若井先生からおっしゃっていただいたことは付帯意見の中に組み込ませていただきますので、5点の付帯意見を添えた上で特に意見はなしという形で進めたいと思ひますがよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。それではそういう方向で処理をさせていただきたいと思ひます。

それではあと2件、「軽微な延刻等」にかかわる手続状況について報告をお願いいたします。

事務局 それでは、「軽微な延刻等」にかかわる手続状況について、2件ご報告させていただきます。

まず1件目ですが、店舗名称は「京橋ショッピングプラザ」、所在地は都島区片町2丁目3番51号のJR環状線及び京阪電鉄京橋駅からすぐの商業施設となります。今回の届出事項は、開店時刻の変更で、届出理由は顧客の利便性の向上のためであり、平成26年4月24日に届出があったものでございます。変更日は、平成26年4月26日、用途地域は商業施設となっております。

変更内容ですが、各小売業者について、変更前、午前9時及び午前10時からの開店時刻を、変更後は午前7時からに変更するものでございます。

縦覧期間は、平成26年5月13日から平成26年9月16日までの分で行っておりまして、住民意見等なし、市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更で、変更内容が夜間にかからないもので、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして2件目でございますが、店舗名称は「ダイエー長吉店」、所在地は平野区長吉長原西1丁目1番10号のほかの、地下鉄谷町線出戸駅から南へすぐの商業施設となります。

今回の届出事項は、開店時刻の変更で、変更理由は顧客の利便性向上のためであり、平成26年4月24日に届出があったものでございます。変更日は、平成26年4月26日、用途地域は、商業地域となっております。

変更内容ですが、各小売業者について、変更前、午前9時からの開店時刻を、変更後は午前7時からに変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成26年5月13日から平成26年9月16日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更で、変更内容が夜間にかからないもので、実質的な生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

向山会長 はい、ありがとうございました。

それでは以上を持ちまして本日市長から依頼を受けました、新設案件4件の審議は終了いたしました。そのうちの3件、最初の1件目を除いた2件目からの3件につきましては今後市長に対する意見具申の文書をまとめたいと思いますけれども、例によりまして文書の内容等についてはご一任をいただきたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

#### 《委員から「はい」の声》

それから冒頭のドン・キホーテの案件につきましては、改めて申しあげますと騒音問題に関して何点かかなり大きな問題があるように思いますので、事務局のほうに業者に確認をしていただくとともに新しいデータの提示等を求めています。それにつきましては委員の先生方に開示をしていただいて、特に専門の翁長先生には精査をしていただきたいというふうに思っております。その上で方向が2つに分かれるのだと思います。どういういきさつかは別にしまして、問題がないと思われる場合と問題ありという場合に分かれるのだらうと思います。まず、問題がないと納得できるデータが提示されたという場合にはどうするかということですが、今まで今日の残り3つの案件のように付帯意見をつけて基本的に意見なしというふうな処理をするには少し大きな問題だと思しますので、一つの方法としてオーケーの場合に私どもに一任をいただくということもないわけではないんですけども、余り前例のないケースでもございますので、一応全ての先生のほうにデータと、それから翁長先生の見解を開示していただいた上で、特段の意見なしという形で進めていいのかどうかの確認をとっていただくと。それで皆さん、そういう形で了解いただけましたら原案とおりにいますか、提案された計画どおりで承認するという形の具申をしたいと思えます。その段階でそうではないという形になりましたら、そこからまたルールに従いまして再提出、再審議という形に持っていきたいと、そういう若干慎重な、先生方全てに判断を伺うという方向で進めさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

《委員から「はい」の声》

はい。それでは、本日の4件の案件につきましては、今申しましたような形で進めさせていただきます。ありがとうございます。

以上で本日の議論は全て終了いたしました。審議회를、これで閉会させていただきます。ありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中、まことにご出席いただきましてありがとうございました。これをもちまして本日の審議회를終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後3時58分

**【※後日持ち回り審議案件】**

保留案件「(仮称) ドン・キホーテ深江橋店」における審議経過について

○11/12 審議会後

**向山会長** 大店立地審議会において、騒音の専門家である翁長委員よりの指摘事項があるため、審議会としてはひとまず保留とし、設置者へ指摘事項に対する資料や回答を示してもらい、改めて「意見有り」か「意見なし」を判断することとする。

**事務局** 本案件については改めて審議会を開催するのではなく、各委員への持ち回りで行うこととし、まず騒音の専門家である翁長委員に、設置者が示す資料や回答に対する見解を示していただき、その後審議会に出席した全ての委員に翁長委員の意見を踏まえた資料を送付して、改めて出席委員全員の意見をいただいたうえで、最終的に本市としての意見の「有り」「なし」を決定することとしたい。

**各委員** 了解した。

○11/17 設置者からの資料及び回答提示

**(翁長委員指摘事項①)** 騒音資料には、ダクトを分割することによる減音量が示されているが、ダクトを分割することにより、減音するという根拠を示していただきたい。また、ダクトを分割する理由を示されたい。

併せて、消音ダクト 300φの取り付けについて、「換O」の開口は 500×500mm の方形で

あり、これに 300φ の消音ダクトを取り付ける事は不可能ではないか。

**(設置者回答) ⇒** (排気口分割、消音ダクトに関する資料提出)

ダクトの分割については、風量を分散することにより、消音効果を発揮するため。騒音の数値については、最終的に個々の音源を合算しており、届出書や騒音検討資料に記載されている騒音検討の結果に誤りはない。

ただし、騒音料内に誤解を与えかねない表が掲載されているため、こちらについては書類を差し替える。

**(翁長委員指摘事項②)** 騒音レベル予測地点が各方位で最も騒音の影響を受ける地点(高さ)として間違いがないか。

**(設置者回答) ⇒** (騒音予測位置説明資料提出)

大阪市の指導に基づいて予測しており、問題ない。(大阪市確認済み)

**(翁長委員指摘③)** 届出書 8 頁「8 (2) 騒音対策」に消音ダクトの使用を記載していない。

**(設置者回答) ⇒** 届出書への記載漏れであり、差し替え資料を提出させてもらう。(大阪市了承)

#### ○11/19 翁長委員への持ち回り説明

**事務局** 翁長委員を訪問、事務局より上記内容を説明。

**翁長委員** 指摘事項①については、提示された資料及び図面より、分割による減音効果を見ていないことから、騒音検討結果に誤りがないことは理解した。また、指摘事項②、③についても、了解した。本日の説明を受け納得できた。意見なしとして問題ない。

#### ○11/19 各委員へのメールによる確認

**事務局** 翁長委員へ当日の説明及び回答要点をまとめメールを行い、改めて問題ない旨の返信をいただく。

**事務局** 翁長委員からの問題がない旨のメールを、翁長委員の意見を踏まえた資料として、設置者からの回答及び提出資料とともに当日出席の他の委員へメールを行う。

#### ○11/19～11/25 各委員より回答

**向山会長** 11/23 ドン・キホーテ深江橋店の件、了解しました。

若井委員 11/19 ご連絡の件、了解しました。

澤村委員 11/19 ドン・キホーテ深江橋店の件ですが「意見なし」でお願いします。

吉田委員 11/25 内容を確認し、了解しました。

**(事務局)** ⇒ 翁長委員の見解として、特段の意見なしということであり、その後各委員の了解を得たため、設置者より提案された計画どおりで承認するという形の具申を向山会長よりいただく。